



一般財団法人 千葉県社会保険協会

月刊 社保ちば

5
MAY

2022

目次

● 日本年金機構からのお知らせ ●

- 月額変更届出(随時改定)について 2-3

● 協会けんぽ千葉支部からのお知らせ ●

- 医療費が高額になりそうな時はどうしたらいいの? 4
- 喫煙対策にチャレンジしましょう! 4

● 千葉県社会保険協会からのお知らせ ●

- 「社会保険の事務手続」テキスト配付のご案内 5
- 令和4年度協会費払込書送付について 5
- 鴨川シーワールド割引券の利用停止について 5
- 「蓮沼ウォーターガーデン」入園割引券配付のご案内 6

割引券(補助券)ご利用に際してのお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止を目的に、各施設では様々な対策がとられています。当協会が配付しております割引券(補助券)をご利用の際には、各施設のホームページ等にて最新情報を必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。

千葉県社会保険協会のホームページ ➔ <https://shaho-chiba.jp>



スマホ対応してます

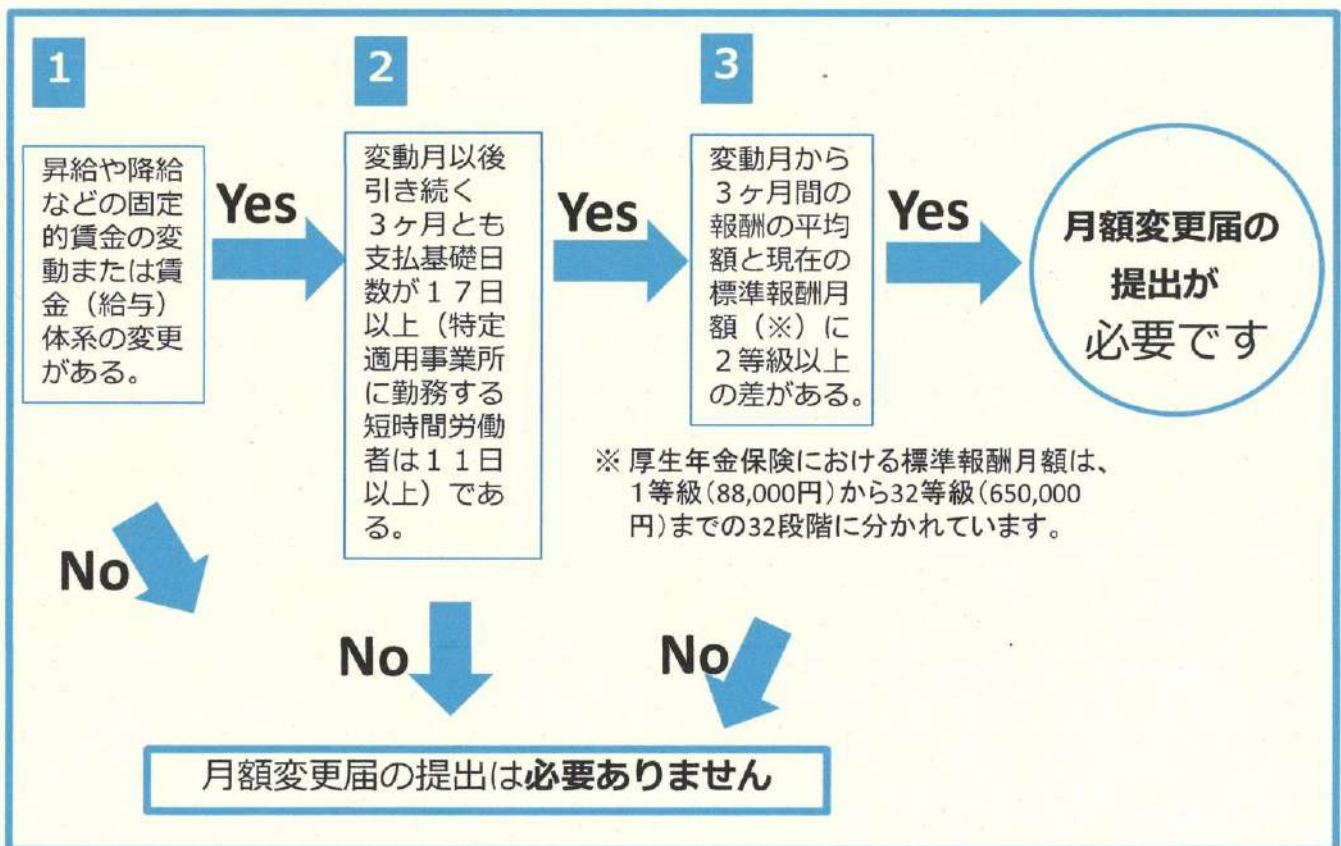
日本年金機構からのお知らせ

● 日本年金機構からのお知らせ ●

月額変更届（随時改定）について

毎年1回の「算定基礎届」による定時決定で決定された各被保険者の標準報酬月額は、原則として1年間（9月から翌年8月まで）使用されますが、昇給や降給などにより、報酬の額に大幅な変動があったときは、実際に受ける報酬と標準報酬月額との間に隔たりがないよう、次回の定時決定を待たずに標準報酬月額の変更を行います。これを随時改定といい、その届出を月額変更届といいます。

◎ 月額変更届は、次の3つすべてに該当したときに必要です



月額変更届の提出は、電子申請が便利です。

電子申請（オンライン申請）とは、行政への申請・届出をインターネットを利用して行うものです。

電子申請により、自宅や職場のパソコンから行政機関に対する申請・届出を行うことができます。

○電子申請のメリット

・「いつでも」夜間休日問わず24時間365日申請が可能です。

・「どこでも」自宅や職場からインターネットを使ってどこからでも申請ができます。

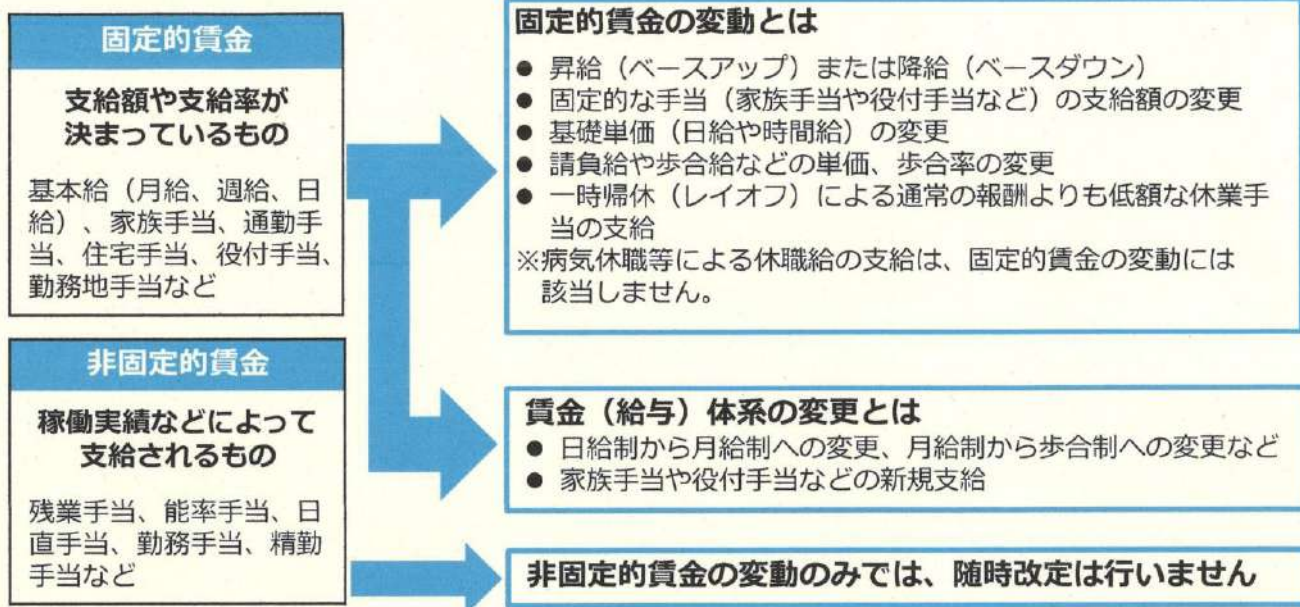
・「時間・コストの削減」申請する際の移動にかかる時間や交通費、郵送費等のコスト削減が期待できます。

ぜひ、電子申請によるお届をお試しください。

日本年金機構からのお知らせ

◎ 固定的賃金の変動・賃金（給与）体系の変更について

臨時改定は、固定的賃金の変動した場合に行われます。固定的賃金とは、稼働実績などに関係なく支給額や支給率が決まっているもので、非固定的賃金とは、稼働実績などにより支給されるものです。



◎ 随時改定（月額変更）の対象とならない場合

固定的賃金は増加しても非固定的賃金が減少したため、3ヶ月間の平均額が2等級以上下がった場合、または、固定的賃金は減少しても非固定的賃金が増加したため、3ヶ月間の平均額が2等級以上上がった場合などは、2等級以上の差が生じても随時改定には該当しません。したがって、月額変更届の提出は必要ありません。

固定的賃金の変動と月額変更届の提出必要の要否【 ↑ …増額 ↓ …減額 】

報酬	固定的賃金	↑	↑	↓	↓	↑	↓
	非固定的賃金	↑	↓	↓	↑	↓	↑
3ヶ月の平均額（2等級以上の差） ※非固定的賃金（残業手当等）を含めた総支給額		↑	↑	↓	↓	↓	↑
月額変更届の提出要否		○	○	○	○	×	×

変動の原因である「固定的賃金」の矢印と変動の結果である「3ヶ月の平均額」の矢印が同じ向きときは、随時改定に該当します。逆の向きときは、随時改定に該当しません。

※3ヶ月間に支払基礎日数が17日未満（特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日未満）の月が1ヶ月でもあれば、月額変更届は不要です。

○平成30年10月改定以降の随時改定について、一定の要件に該当する場合、従業員の同意を得た上で、年間平均による随時改定の届出をすることができます。

詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。管轄の年金事務所にお問い合わせください。

協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

事業主様へ ▶ ぜひ職場内で回覧をお願いいたします。

協会けんぽ以外の健康保険組合等にご加入の事業所は各健康保険組合等にお問い合わせください。



医療費が高額になりそうな時はどうしたらいいの？

医療費が高額になる場合の手続き方法は、『限度額適用認定証』と『高額療養費』の2通りあります。一時的に高額な医療費をご負担いただく必要がなくなるため、医療費が高額になることが事前に分かっている場合には、『限度額適用認定証』を提示する方法が便利です。



	医療費のお支払い	手続き	協会けんぽホームページ
限度額適用認定証	お支払い前 (あるいは、お支払いを保留中)	事前に協会けんぽへ申請いただくことにより、限度額適用認定証を交付。保険証と併せて医療機関の窓口に提示 ^{※1} すると、1カ月(1日～月末)の窓口でのお支払いが自己負担限度額 ^{※2} までに抑えられる。	詳しくは こちら
高額療養費	お支払い後	お支払い後に協会けんぽへ申請いただくことにより、自己負担限度額を超えた額が数カ月後に払い戻される。	詳しくは こちら

※1 保険医療機関(入院・外来別)、保険薬局等それぞれでの取扱いとなります。

※2 同月に入院や外来など複数受診がある場合は、高額療養費の申請が必要になることがあります。保険外負担分や、入院時の食事負担額等は対象外となります。

喫煙対策にチャレンジしましょう！

2020年4月より健康増進法が改正され、望まない受動喫煙を防止するための取組がルールとして定められました。

職場においても喫煙対策にチャレンジする企業が増えてきています。

禁煙を目指し、段階的に挑戦をしてみませんか。



職場での喫煙対策

1.最終目標を決める

例)2024年から就業時間中は全面禁煙

2.段階的な具体策を決める

例)禁煙にチャレンジする日を設定、禁煙日を増やしていく

3.目標と具体策を周知する

例)朝礼や社内掲示板等で伝達

4.スケジュールどおり具体策を進める

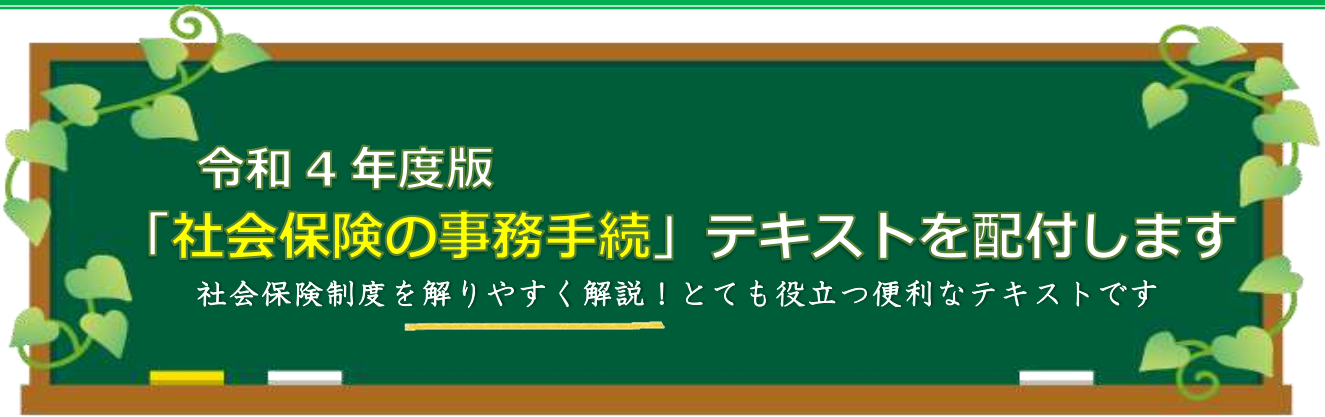
例)対策を試しながら、対応していきましょう

個人が禁煙を始めるときのポイント

- ・禁煙する具体的な目的を考える 例)健康改善のため、全力でスポーツに取り組むため等
- ・スタートしやすい時期を決める
- ・周囲に禁煙を宣言する
- ・禁煙仲間を作る
- ・ライターや灰皿など喫煙用品を処分する



千葉県社会保険協会からのお知らせ



【申込方法】

下記申込書に必要事項を記入し、**角2サイズ**(縦33cm 横24cm)の**返信用封筒**(送付先住所と宛名を明記)と送料**100円切手**を同封のうえ、下記宛にお申込みください。※別表をご参照ください。
なお、**100円切手は返信用封筒に貼らずに**同封くださいますようお願いいたします。

◀別表▶

切手 (送付料として)	1部につき 100円切手×1
返信用封筒	2部まで 角2封筒×1 ※希望部数が多い場合は、応相談

【申込先】一般財団法人 千葉県社会保険協会 〒260-0001 千葉市中央区都町 3-18-13

※コピーしてお申込みください

令和4年度版「社会保険の事務手続」テキスト申込書

事業所記号番号

事業所名

事務所所在地 〒

事務所 TEL

会員事業主の皆様へ

令和4年度 協会費払込書の送付について

日頃から当協会事業にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
さて、令和4年度協会費払込書を「社会保険ちば春号」とあわせて、お送りいたしましたので、格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。
また、事業所の名称、所在地等の変更がありましたら、ご連絡くださいますようお願いいたします。

一般財団法人 千葉県社会保険協会

鴨川シーワールドでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、下記の日程で入館制限が実施されます。これに伴い、この期間中の当協会割引券の利用は停止となります。

利用停止期間 令和4年4月29日(金)～5月5日(木)

※ご利用の際には、施設に直接お問い合わせいただくか、ホームページ等で、必ず最新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

千葉県社会保険協会からのお知らせ

被保険者等の健康保持増進事業



幼児から大人までお楽しみいただけます♪

「蓮沼ウォーターガーデン」割引券を配付します



営業期間

令和4年7月9日(土)～9月19日(月・祝)

※7/11(月)～15(金)、7/19(火)～22(金)、9月の平日は休園

配付申し込み受付は6月6日から



営業時間

午前9時～午後5時(最終入園は午後3時まで)

※悪天候時は休園となる場合もありますので、お出かけ前に施設に直接お問い合わせください。

蓮沼ウォーターガーデン ☎0475-86-3171 HP→ <http://watergarden.hasunuma.co.jp/>

今年度も新型コロナウイルス感染予防と拡大防止策を実施しての営業が予想されます。

お出かけ前に、HP等で必ず施設の最新情報をご確認くださいませよう、よろしくごお願い申し上げます。

～蓮沼ウォーターガーデン入園割引券～



種別	一般料金 ※	利用者負担 ※
大人(18歳以上)	1,730円	1,200円
高校生	1,010円	700円
小・中学生	400円	160円
幼児(4歳～未就学児)	200円	80円

申込方法

下記申込書に必要事項を記入し返信用封筒(送付先明記および94円切手貼付)を必ずご同封のうえ下記申込先まで郵送にてお申込みください。

※注1：原則1事業所各券15枚までとさせていただきます。

※注2：割引券がなくなり次第、配付終了とさせていただきます。ご了承ください。

※注3：割引券は、会員事業所従業員様とご家族様のご使用に限定させていただきます。

申込資格

千葉県社会保険協会会員事業所の被保険者の方とご家族

申込先

〒260-0001 千葉市中央区都町3-18-13 千葉県社会保険協会 ウォーターガーデン割引券係

※コピーしてお申込みください

蓮沼ウォーターガーデン割引券申込書

種別 ※枚数にご注意ください	大人	枚
	高校生	枚
	小・中学生	枚
	幼児	枚

事業所記号

事業所番号

事業所名

所在地 〒

TEL